欠格事由等に該当しないことの申立書

様式例

社会福祉法人〇〇〇〇

理事長　〇〇〇〇　様

１．私は、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第40条第1項各号に規定するものでないことを申し立てます。

２．私は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを申し立てます。

かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（５）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

３．私は、各評議員（候補者）および役員（候補者）について、裏面における関係がある者が

　（どちらかを○で囲んでください。）

　　　　　　　いません。　　・　　います。

【関係がある者がいる場合に記入】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 裏面における項目番号 | 該当する役員・評議員名 | 関係性（例：株式会社Aで役員と職員の関係など） |
|  |  |  |
|  |  |  |

なお、上記申立てに虚偽があった場合は、直ちに役員、評議員の地位をはく奪されても異議を申し上げません。

令和　　 年　　 月　　 日

住　　所

氏　　 名　　　　　　　　　　　　　　　印

◎社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）（申立書１関連）

第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（社会福祉法施行規則　第２条の６の２精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者※）※社会福祉法人審査要領　第３（１）例えば、法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等が欠けている者が該当する

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その

執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

※「組織犯罪対策要綱の制定について（依命通達）」（令和６年３月25日付警察庁刑事局長他通達）（抄）

第７ 組織犯罪対策の重点－１ 暴力団対策の推進－(1) 実態解明－ア実態解明の推進 （申立書２関連）

(ｱ) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

(ｲ) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(ｳ) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下「準構成員」という。）

(ｴ) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ。）

(ｵ) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ。）

(ｶ) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ。）

(ｷ) 特殊知能暴力集団等（(ｱ)から(ｶ)に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。以下同じ。）

(4) 共生者等対策

暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者（以下「共生者」という。）は、－(中略)－、共生関係の瓦解を図る。また、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者については、暴力団がその関係を利用して社会・経済に不当な影響を及ぼすおそれがあることに加え、その関係が共生関係へと変化するおそれもあることから、(以下略)

３　関係がある者（申立書３関連）

（１）あなたの親族関係等

　　①　配偶者　　②　三親等以内の親族　　③　事実上婚姻関係と同様の状態にある者

　　④　使用人（個人的に雇用している者）

　　⑤　あなたから受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　　⑥　④又は⑤に掲げるものの配偶者

　　⑦　③から⑤に掲げるものの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）あなたの所属する他の団体における役員又は職員等

　　⑧　あなたが役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員

　　⑨　あなたが理事又は職員である他の社会福祉法人の理事又は職員

　　⑩　あなたが所属する次に掲げる団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

　　　　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人